○豊田市古瀬間聖苑管理規則

平成１９年１２月２６日

規則第８６号

（趣旨）

第１条　この規則は、豊田市古瀬間聖苑条例（平成１９年条例第１００号。以下「条例」という。）第５条第１項及び第１２条の規定に基づき、豊田市古瀬間聖苑（以下「聖苑」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用日及び利用時間）

第２条　聖苑の利用日及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に利用日又は利用時間を変更することができる。

区分	利用日	利用時間
火葬施設	１月１日及び市長が別に定める日を除く日	午前９時から午後５時まで
式場	１月１日を除く日	午前０時から午後４時まで及び午後５時から午後１２時まで（１２月３１日については、午前０時から午後４時まで）
霊安室	年間	終日

（利用許可手続）

第３条　条例第５条第１項の規定により利用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）第８条に規定する改葬許可証又は火葬許可証を添えて（人体の一部並びに胞衣及び産汚物を火葬する場合を除く。）、豊田市古瀬間聖苑利用許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により利用の申請があった場合において、これを許可したときは、豊田市古瀬間聖苑利用許可書（様式第２号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

（焼骨、遺体等の引取り）

第４条　聖苑の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長が指定した日時

にその焼骨、遺体等を引き取らなければならない。

２　前項に規定する日時に利用者が焼骨、遺体等を引き取らないとき、又は聖苑の管理上支障があると認めたときは、市長においてこれを処理することができる。

（利用者の遵守事項）

第５条　利用者は、条例及びこの規則に規定する事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）利用時間等許可書に記載された事項を守ること。

（２）利用許可を受けていない施設及び附属設備を利用しないこと。

（３）施設を汚損し、又は損傷するおそれがある行為をしないこと。

（４）所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

（５）その他聖苑の運営に支障を来すような行為をしないこと。

（６）聖苑の職員の指示に従うこと。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２０年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に施行日以後の利用について豊田三好事務組合古瀬間聖苑管理規則（平成元年豊田三好事務組合規則第２号）の規定により管理者に対してされている申請は、この規則の相当規定により市長に対してされた申請とみなす。

附　則（平成２０年３月２８日規則第２１号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１２月２４日規則第６７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和２年１２月２４日規則第１２５号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和３年１２月２８日規則第７６号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和５年３月３０日規則第３０号）

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日において現に改正前の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定に基づいて作成されている帳票は、改正後の豊田市古瀬間聖苑管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第１号（その１）（第３条関係）

豊田市古瀬間聖苑利

豊田市長　様

豊田市古瀬間聖苑条例第５条第１項
用について許可を受けたいので、次の

申請者	住所	
	氏名 死亡者との続柄	
施設名		利
□ 火葬施設		年　月
□ 式場		年　月

様式第１号（その２）（第３条関係）

豊田市古瀬間聖苑利用許

豊田市長　様

豊田市古瀬間聖苑条例第５条第１項
葬施設の利用について許可を受けたい

利用者の氏名 性別 生年月日		フリガナ
利用者の住所		
利用者の本籍		
申		

様式第1号(その3)(第3条関係)

豊田市古瀬間聖苑利用許

豊田市長　様

豊田市古瀬間聖苑条例第5条第1項の規定に
いて許可を受けたいので、次のとおり申請し

様式第２号（その１）（第３条関係）

豊田市古瀬間

申請者	住所	
	氏名 死亡者との続柄	
施設名		利
□ 火葬施設		年　月　日
□ 式場 （準備時間を含む。）		年　月 年　月
□ 霊安室		年　月 年　月

豊田市古瀬間聖苑条例第５条第１項
ます。

様式第２号（その２）（第３条関係）

豊田市古瀬間聖苑利用

利用者の氏名 性別 生年月日		フリガナ
利用者の住所		
利用者の本籍		
申請者	住所	
	氏名 利用者との続柄	
施設名		利

様式第2号(その3)(第3条関係)

豊田市古瀬間聖苑利用

利　用　日	年　　月
申　請　者	
発生場所 (病院名)	(
持込件数	
使　用　料	
豊田市古瀬間聖苑条例第5条第1項の規定に	

様式第１号(その１)（第３条関係）

様式第１号(その２)（第３条関係）

様式第１号(その３)（第３条関係）

様式第２号(その１)（第３条関係）

様式第２号(その２)（第３条関係）

様式第２号(その３)（第３条関係）